



日本共産党 児玉求議員に対し議員辞職を勧告



9月定例会に続き、12月10日の本会議において「日本共産党児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案」についての動議が出され審議しました。

- (提出議員) 合屋伸好議員
- (賛成議員) 三上政義議員、猪谷繁幸議員、田原重美議員、世利孝志議員、三角栄重議員、白水勝元議員

議長及び除斥対象となる児玉求議員を除く12名による採決の結果、全員賛成で可決され辞職勧告を決議しました。

日本共産党 児玉求議員に対する議員辞職勧告決議

表題の件、以下の理由により日本共産党児玉求議員に対し議員辞職勧告を発せられたく、地方自治法第112条第2項及び須恵町議会会議規則第15条の規定により動議を提出します。

(提案理由)

平成30年9月14日の第3回定例会最終本会議において、本会議は遺憾ながら児玉求議員に対して辞職勧告決議を議決いたしました。これは、本人に猛省を促すとともに、議会議員一同新たな思いで議会職務に精励しようとの心情でもありました。

しかしながら、児玉求議員は、議決直後も反省の弁はなく、逆に同僚議員がどう言おうと自分を変わらない旨の決意を表明するに至っては、議会軽視も甚だしいと

言わざるを得ないものです。その後、同議員は、9月定例会の審議を自身で編集し、チラシにして町内に広く頒布していますが、内容が明らかに事実と相違し、また、他者への誹謗に満ちていることは、議員の政治活動の域を超え、法律に抵触する疑いも大きいと言わざるを得ないものです。このような振る舞いは、到底許されるものではなく、本人に猛省を促すためにも、再び決議を諮るものです。

よって日本共産党 児玉求議員は、自らの意思で議員を辞職するよう勧告する。

以上決議する。

平成30年12月10日 須恵町議会

賛成討論

※反対討論はありません

■今村桂子議員

名前を出す以上、正確な記述のもと出さないとけない。日本を再び戦争のできる国にしようなどということを私たちが賛成したかのよう、賛成議員として名前を列記されたことは、名誉毀損にも値するものである。本会議軽視であり、反省するべき。

■世利孝志議員

9月定例会での辞職勧告は、児玉議員が深く反省し、その後の議員活動に邁進するものと信じ反対したが、事実と異なるチラシを配布するなど全く反省が見られない。今回の辞職勧告には賛成する。

■三上政義議員

発言停止や退場は議長の権限の範囲内であり、これは、議長に対する名誉毀損である。間違っているところは正し、謙虚な気持ちを持つことも、町民からいただいた議員の仕事の一つだと思う。

日本共産党 児玉求議員に対する懲罰動議を提出



今定例会の会期中に「日本共産党 児玉求議員に対する懲罰動議」が出されました。12月13日の本会議において、議長の指名による6名で構成された懲罰特別委員会が設置され、継続審査となりました。

※懲罰動議とは

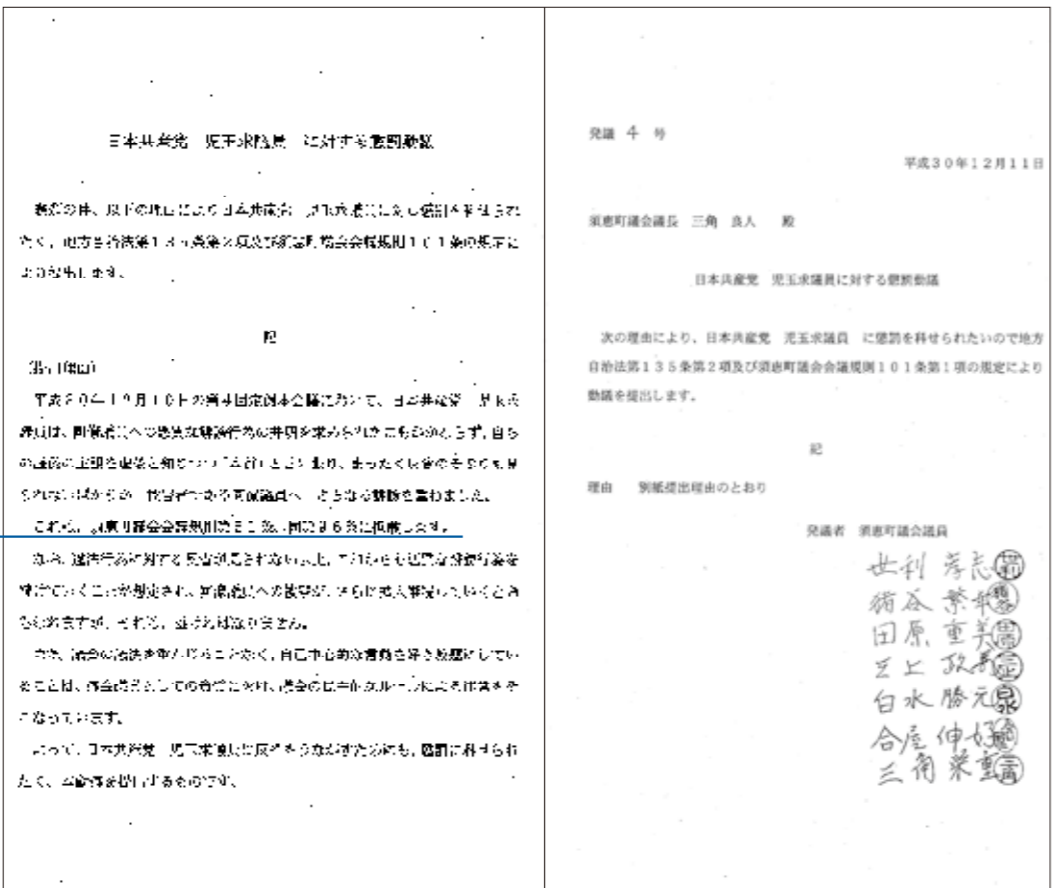
議会の秩序を乱した議員に対して、議会が制裁を科すことを提案する行為

須恵町議会会議規則 第51条

発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

第96条

議員は、議会の品位を重んじなければならない。



懲罰特別委員会を設置

- 委員長 三角 栄重 副委員長 猪谷 繁幸
- 委員 今村 桂子、合屋 伸好、松山 力弥、田ノ上 真

この懲罰特別委員会では、内容を確認し、児玉求議員へ懲罰を科すべきなのかを慎重に審査します。

この委員会の審査を経て、本会議において委員長より審査報告がなされ、質疑・討論・採決となります。